



題字 津留崎尚
戦没者追悼と 平和の会発行
〒849-0112 佐賀県三養基郡みやき町江口7561
塩川総合企画㈱内
発行責任者 塩川正隆
電話 0942-89-5135
FAX 89-9281
e-mail senbo-peace@senbolsusya.com
http://www.senbolsusya.com

日本弁護士連合会の意見書を受けて

戦没者収容に関する法律を提示へ

国は責任もって遺体・遺骨の収容を

海外遺骨の「再焼骨」の即時停止を求め 重要課題は戦没者墓地の建設

当会は、民主党政権時に、他のポランティア団体とともに「戦没者の遺体・遺骨収容、身元不明戦没者等の墓地の設置等に関する法律」(仮称)の制定をめぐり、政府から意見聴取を受け、実現に向けて全面協力して参りました。

しかし、昨年7月、自民党が政権をとりもどし、法律案は宙に浮いたかたちになっています。同11月に、日本弁護士連合会(日弁連)が国に対し、戦没者に対する扱いを抜本的に改めるように求める「意見書」を提出しました。そこで、その趣旨に沿って独自の「戦没者収容に関する法律」(案)を作成したのです。すべての国会議員に提示したいと思いま

戦没者の遺体・遺骨収容、身元不明戦没者等の墓地の設置等に関する法律案(仮称)

一 目的

この法律は、現在もなお相当数の戦没者の遺体・遺骨が収容されていないことにかんがみ、戦没者の遺体・遺骨を収容する事業を行うとともに、戦没者の遺体・遺骨を遺族へ引き渡し、又は国が設置する身元不明戦没者等墓地に葬ること等により、国として戦没者を追悼することを目的とする。

二 定義

1 この法律において「戦没者」とは、次に掲げる者をいう。
(1)昭和の時代における戦争又は事変により死亡した者
(2)昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後、ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留され、当該強制抑留中に死亡し、又は当該強制抑留による負傷若しくは疾病のために当該強制抑留の終了後に死亡した者
2 この法律において「身元不明戦没者」とは、遺族に引き渡すことができない戦没者の遺骨を葬り、もって当該戦没者を追悼するために、国が設置する施設をいう。

三 遺体・遺骨の収容

1 国は、戦没者の遺体・遺骨を収容する事業(以下「遺体・遺骨収容事業」という)を行う。

2 国は、戦没者の遺体・遺骨について、遺体・遺骨の所在する場所、周辺の状況、その他の遺体・遺骨収容事業の実施のために必要な事項に関する調査を行うものとする。

3 国は、遺体・遺骨収容事業を国外において実施する際には、その円滑な実施を図るために、現地住民への説明その他必要な措置を講ずるものとする。

4 国の関係行政機関は、遺体・遺骨収容事業が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

5 国は、遺体・遺骨収容事業を円滑に実施するため、地方公共団体、内外の民間団体との連携・協力体制の整備に努めなければならない。

6 国は、民法第4条の規定により設立された法人その他の民間団体等であつて、遺体・遺骨収容事業に係る業務を適正かつ確実に執行することができるものとして、遺体・遺骨収容事業に係る業務を委託することができる。

7 遺体・遺骨収容事業を実施するに当たっては、戦没者の遺体・遺骨の収容に関する民間団体による提案及び創意工夫が活用されること等により民間団体等の能力が活用されるように配慮されなければならない。

8 国は、戦没者の遺体・遺骨収容事業を促進するため、戦没者の遺体・遺骨の収容を行う民間団体に対し、助成その他の援助を行うことができる。

9 国は、戦没者の遺体・遺骨の収容が完了した場合には、当該戦没者の遺体・遺骨の所在する場所、周辺の状況、その他の遺体・遺骨収容事業の実施のために必要な事項に関する調査を行うものとする。

10 国は、戦没者の遺体・遺骨の収容が完了した場合には、当該戦没者の遺体・遺骨の所在する場所、周辺の状況、その他の遺体・遺骨収容事業の実施のために必要な事項に関する調査を行うものとする。

11 国は、戦没者の遺体・遺骨の収容が完了した場合には、当該戦没者の遺体・遺骨の所在する場所、周辺の状況、その他の遺体・遺骨収容事業の実施のために必要な事項に関する調査を行うものとする。

12 国は、戦没者の遺体・遺骨の収容が完了した場合には、当該戦没者の遺体・遺骨の所在する場所、周辺の状況、その他の遺体・遺骨収容事業の実施のために必要な事項に関する調査を行うものとする。

13 国は、戦没者の遺体・遺骨の収容が完了した場合には、当該戦没者の遺体・遺骨の所在する場所、周辺の状況、その他の遺体・遺骨収容事業の実施のために必要な事項に関する調査を行うものとする。

14 国は、戦没者の遺体・遺骨の収容が完了した場合には、当該戦没者の遺体・遺骨の所在する場所、周辺の状況、その他の遺体・遺骨収容事業の実施のために必要な事項に関する調査を行うものとする。

15 国は、戦没者の遺体・遺骨の収容が完了した場合には、当該戦没者の遺体・遺骨の所在する場所、周辺の状況、その他の遺体・遺骨収容事業の実施のために必要な事項に関する調査を行うものとする。

16 国は、戦没者の遺体・遺骨の収容が完了した場合には、当該戦没者の遺体・遺骨の所在する場所、周辺の状況、その他の遺体・遺骨収容事業の実施のために必要な事項に関する調査を行うものとする。

17 国は、戦没者の遺体・遺骨の収容が完了した場合には、当該戦没者の遺体・遺骨の所在する場所、周辺の状況、その他の遺体・遺骨収容事業の実施のために必要な事項に関する調査を行うものとする。

18 国は、戦没者の遺体・遺骨の収容が完了した場合には、当該戦没者の遺体・遺骨の所在する場所、周辺の状況、その他の遺体・遺骨収容事業の実施のために必要な事項に関する調査を行うものとする。

19 国は、戦没者の遺体・遺骨の収容が完了した場合には、当該戦没者の遺体・遺骨の所在する場所、周辺の状況、その他の遺体・遺骨収容事業の実施のために必要な事項に関する調査を行うものとする。

20 国は、戦没者の遺体・遺骨の収容が完了した場合には、当該戦没者の遺体・遺骨の所在する場所、周辺の状況、その他の遺体・遺骨収容事業の実施のために必要な事項に関する調査を行うものとする。

21 国は、戦没者の遺体・遺骨の収容が完了した場合には、当該戦没者の遺体・遺骨の所在する場所、周辺の状況、その他の遺体・遺骨収容事業の実施のために必要な事項に関する調査を行うものとする。

なぜ旧日本兵は捕虜収容所で「死ななければならなかったのか」

米国立公文書館の資料提供から「捕虜収容所での旧日本兵5979人の死因」

太平洋戦争で旧日本兵士など240万人が亡くなったが、開戦から70年が過ぎた今日でも戦没者113万人(厚生労働省)は、かつての戦地に放置されたままです。その主な理由は終戦時に日本政府が、連合国からの責任追及を逃れるため、戦没者を焼却してしまひ、戦没者に連関する資料(どこで、どのような戦場が行われ、何人の方が亡くなったか)がないためです。

当会は、米国立公文書館に、そうした資料が存在することを知り、2008年に塩川正隆理事長が公文書館を訪問、社員が常駐している日本のニチマイ株式会社に調査を依頼しました。その結果、2009年1月、調査資料の一部として太平洋戦争における、旧日本軍捕虜収容所・戦死者名簿を手に入れました。読売新聞の協力を得て翻訳、名簿はホームページで公開し、遺族捜しを行っています。死因については、ブライバシーの観点から記載を避けました。死因をきちんと記すことが、戦争の実相に迫ることと考え、公にすることにしました。公文書館で保管している資料は、リビン・ニューギニア・沖縄・オーストラリア・サイパン・ハワイ・硫黄島・ニューカレドニア・テニアンなどで5979人が収容所へ死亡しています。この中には、233人の朝鮮半島出身者も含まれています。

死因別にみると、死亡者数 5979人
刑死 112人
自決 111人
銃創 519人
戦死 395人
病死 4842人
(うち朝鮮半島出身者は233人)となっています。収容所内での「刑死」や「戦死」という「死因」については、資料だけではよくわからない部分があります。なぜ捕虜収容所という「安全な場所」で5979人が亡くなったのか、今後詳しく調べる方針です。極めて困難な作業ですが、悲惨な戦争の一面を明らかにしたいと思ひます。

刑死 112人
自決 111人
銃創 519人
戦死 395人
病死 4842人
(うち朝鮮半島出身者は233人)となっています。収容所内での「刑死」や「戦死」という「死因」については、資料だけではよくわからない部分があります。なぜ捕虜収容所という「安全な場所」で5979人が亡くなったのか、今後詳しく調べる方針です。極めて困難な作業ですが、悲惨な戦争の一面を明らかにしたいと思ひます。

憲法で禁止されてきた集団的自衛権の行使を容認するため、安倍首相が指名した有識者による懇談会が行われています。

これまでの内閣は、集団的自衛権の行使は、憲法9条の範囲を逸脱するもので、できないという立場をとっていました。

それを、安倍内閣は変更し、同盟・友好国が攻撃を受けた場合、それを守るために日本も戦争に加わることを「集団的自衛権の行使」を容認するのが目的です。

そして、これまでは、対象国がアメリカに限られていましたが、それをオーストラリア・東南アジア諸国、そして最近では地球の裏側にまで拡大しようとしています。

先の大戦を企画・立案・実行・命令した旧日本政府は「二億総懺悔」など、その責任を国民になすりつけ、誰も戦争責任を取りませんでしたが、それどころか、連合国からの責任追及から逃れるために、戦史資料を焼却してしまいました。そのために、戦後68年が経過した今日でも113万人もの戦没者が海外に放置されたままになっているのです。

灼熱の南方で、極寒のシベリアで、飢えと病に苦しむながらも、肉親の安寧を願いながら逝った戦没者たちは、今の日本をどう思っているのでしょうか。

悲惨な戦争を繰り返さないために、私達の平和活動は重要な時期に

来ています。(M・S)

平和活動・戦没者収容に全力

平成25年度活動方針決定

2) 遺体収容

平成24年9月・10月朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)を訪問(2回目)し戦没者の調査を行いました。また、役員については任期が26年7月までとなっており、役員に高木一希副理事長を選出し、24年度活動報告及び25年度活動計画などを承認しました。また、役員については任期が26年7月までとなっており、役員に高木一希副理事長を選出し、24年度活動報告及び25年度活動計画などを承認しました。

平成25年7月6日フィリピン・ケソン市にある旧日本軍従軍慰安婦の家「リラ・フィリピン」を訪問、事務局長・従軍慰安婦の方と面談しました。旧日本軍が行った性暴力の実体を聞き、肩身の狭い思いがしました。

平成25年7月24日韓国ソウル市で開催された「2013国際NGO大会」で活動報告を行いました。これは韓国のマスコミでも取り上げられました。

平成25年7月26日韓国・ソウル市にある旧日本軍慰安婦の方が生活している「ナムの家」を訪ねました。慰安婦の方々が旧日本軍に拉致同然に慰安所にされた報告や当時の慰安所の状況がそのままの状態で見ることができ、フィリピン同様日本人として胸が痛みました。

平成24年8月1日から平成25年7月31日まで
1) 事業の成果
1) 戦没者の追悼
平成25年1月「第9回沖繩戦没者遺体収容の旅」を行い、全国参加した若い世代など25名で追悼を行いました。

平成25年7月26日韓国・ソウル市にある旧日本軍慰安婦の方が生活している「ナムの家」を訪ねました。慰安婦の方々が旧日本軍に拉致同然に慰安所にされた報告や当時の慰安所の状況がそのままの状態で見ることができ、フィリピン同様日本人として胸が痛みました。

平成24年度 事業報告書

平成24年8月1日から平成25年7月31日まで
1) 事業の成果
1) 戦没者の追悼
平成25年1月「第9回沖繩戦没者遺体収容の旅」を行い、全国参加した若い世代など25名で追悼を行いました。

平成25年7月26日韓国・ソウル市にある旧日本軍慰安婦の方が生活している「ナムの家」を訪ねました。慰安婦の方々が旧日本軍に拉致同然に慰安所にされた報告や当時の慰安所の状況がそのままの状態で見ることができ、フィリピン同様日本人として胸が痛みました。

平成25年度 事業計画書
1) 事業の方針
昨年度は民主党政権下で、戦没者に関する国家予算が2億円から約20億円となり、法律の整備も順調に進んでいました。しかし、政権交代でこのようになるのか予断を許さない状況にあります。

平成25年度 事業計画書
2) 事業の実施に関する事項
戦没者の追悼及び祈念碑の維持管理を行う。世界慰霊公園の碑についても同敷地内にて、ピリアバ町教会に依頼し追悼行事を行う。沖繩戦没者遺体収容の旅の収容と追悼を行う。

平成24年度 活動計算書

科 目	金額 (単位:円)
I 経常収益	
1. 会費収入	574,000
2. 寄付金収入	1,800,558
3. その他収益	151
経常収益計	2,374,709
II 経常費用	
1. 事業費	2,371,022
2. 管理費	202,817
経常費用計	2,573,839
当期経常増減額	-199,130
III 経常外収益	0
経常外収益計	0
IV 経常外費用	0
経常外費用計	0
当期正味財産増減額	-199,130
前期繰越正味財産額	704,703
次期繰越正味財産額	505,573

※今年度はその他の事業を実施していません。

2. 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
戦没者の追悼	戦没者の追悼のため、日比合同慰霊碑の維持管理を行う。世界慰霊公園の碑についても同敷地内にて、ピリアバ町教会に依頼し追悼行事を行う。沖繩戦没者遺体収容の旅の収容と追悼を行う。	年2回	フィリピン 沖繩	各3名	戦没者及びその家族 240万人	100
遺体収容と返還	悲惨な戦争を風化させないために「沖繩戦没者遺体収容の旅」を開催し、戦没者の収容を行う。	年1回	沖繩	30名	戦没者及びその家族 240万人	200
遺体収容と返還	日本弁護士連合会の意見書を遂行するよう必要な行動(行政・立法・司法への働きかけ)を行う。	未定	全 国	2名	戦没者及びその家族 240万人	100
遺体収容と返還	インターネットなどを通じて、諸外国などから依頼された戦没者の遺留品返還に努める。	常時	全 国 アメリカ	3名	戦没者及びその家族 240万人	100
諸外国との友好親善	フィリピン・レイテ島における旧日本軍終焉の地カンギボット山周辺、バリティ町の小学校に学用品や食料などを送り、日比友好親善活動を行う。	年1回	フィリピン レイテ島 ビリヤバ町	2名	フィリピンレイテ島の住民15万人	200
諸外国との友好親善	アジア・太平洋戦争中、朝鮮半島からの徴用者遺族支援のため、行方不明者の調査(沖繩・フィリピン)活動を行い日韓関係改善に役立つ活動を行う。	未定	未定	未定	未定	200
平和活動	憲法改定や集団的自衛権の行使など日本の平和が脅かされようとしている今日、平和講演活動を積極的にを行い、多くの国民に理解してもらう。	未定	全 国	20名	全国民 1億2千万人	30
会報及び戦史発行	当会の会報「平和の灯」を通じ、活動報告を行う。	年2回	当事務局	5名	会員及びその関係者 2万人	200
会報及び戦史発行	沖繩戦の戦史を後世に残すために、NPO法人国際平和研究所(理事長大田昌秀氏)の協力を得て年次計画でデータベース化を行う。	未定	当事務局	10名	全国民 1億2千万人	300

日韓関係の改善を急げ

世界NGO大会「日韓過去清算市民運動大会」



3년 한일 과거청산 시민운동 보고대회
2013年日韓過去清算市民運動報告大会

2013年(平成25年)7月24日から26日まで韓国・ソウル市で、世界NGO(非政府組織)大会が開催された。分科会では「日韓過去清算市民運動大会」があり、当会の塩川正隆理事長が「遺骨・遺品返還、戦没者に不戦を誓う旅」というタイトルで当会の活動報告を行いました。

ソウル市で当会が活動報告

この報告を韓国の聯合ニュース(7月30日)は「韓国人徴用者の遺骨発掘」に本気で乗り出した日本人として伝えました。また、現地の京郷新聞は「韓半島の日本軍の遺骨を捜すことは、韓・日が平和を取り戻す基礎作業」と報じました。



朝鮮半島徴用者遺族の訴え

父親が特設水上勤務第104中隊(沖縄)に



日本政府の資料(臨時軍人軍属届「慶尚北道」その18)によれば、ソウル市に住んでいる水清さんの父親、権云善さんは水清さんが小学1年生の昭和19年6月27日、軍属として徴用され、太平洋戦争末期の激戦地沖縄本島か慶良間列島の特設水上勤務第104中隊に配属されました。この部隊は、爆薬を積んで相手の戦艦に体当たりの自爆攻撃をする特別攻撃艇の部隊で、朝鮮半島の軍属の

方(特別攻撃艇に爆弾を積載する危険な作業をさせられていたのではないかと)言われています。その後、終戦になって父親水清さんは故郷に帰りましたが、3年後に亡くなりました。水清さんと弟は叔父さんの家に引き取られました。

「日本のように遺族年金も無いのに、叔父さんの家も貧しかったので、自分は他の家の手伝い(出稼ぎ)に行くことになりました。従って学校にも行けず、字を讀むことも書くこともできない」と語りました。

今回、同じ境遇で日本政府と闘っている韓国人の多くの方々がられる

ことを知り、当会の塩川理事長と会うきっかけとなりました。

朝鮮半島出身者を「人として扱っていない日本政府」

権云善さんは平成8年、日本政府に「戦地に行っただま」の父親の調査依頼を行いました。日本政府(厚生労働省)から返ってきた回答は「父の通り、「死亡」の記録無し、復員の記録も無し」。実に冷たい回答です。日本政府は戦後、GHQ(連合国軍司令部)の責任追及を逃れる目的で、戦史資料を焼却しました。それに加え、末期は防戦一方の戦いであったため、ほとんどの日本人戦没者

は行方不明です。終戦当時、旧日本軍歩兵第77連隊の少尉であった、当会前副理事長の故坂本茂太郎氏は、母校の立場上、自らは確認もできていないフィリピン・レイテ島の日本人戦没者の戦死通知を「昭和20年7月1日カンギボット」と書かざるを得なかったことをいつと悔やんでいました。他の戦地でも同様の事が行われたと推し量る事ができます。

日本人戦没者の場合は、遺骨と称した空箱や遺骨と称する石ころが遺族に送られ、「戦死」が通知されたので、遺族年金が支払われるきっかけとなりました。しかし、朝鮮半島出身

者の場合は遺族に何の通知もなく、日韓の間で補償協定締結がなされたことで、日本政府からの遺族年金支給はないのです。権云善さんの父親である権云善さんは、奥さんと幼い2人を残して徴用され、異国の地・沖縄で、日本のために一つしかない命を奪われたのです。日本政府は日韓補償協定で解決済みの問題と口をききましたが、これは人道の問題であり、日本政府が根本的に方針を転換しなければ、日韓関係は修復できないと思われ

ます。当会は、沖縄県のボランティア「ガマファヤー」代表・具志堅隆松さんに調査を依頼し、権云善さん

の部(特設水上勤務第104中隊)の朝鮮半島出身軍属220人が、慶良間列島の渡嘉敷島にいたことを沖縄県史で確認しました。

年内に、権云善さんを沖縄に案内し、「父親捜し」の手伝いを行う予定です。

斯くて我が歩兵第七十七連隊は出陣時三千余名であったが、帰還し得た将兵は僅か百十数名でした。辛うじて生還した私達は、不幸にして倒れた戦友達を一日たりとも忘れず、努力して参りました。又昭和五十七年には慰霊碑の建立を行い、平成二年の慰霊祭に、この慰霊簿を亡き戦友の霊前に供える事が出来ました。

庶幾(こいねがわ)くば在天の靈よ、我等が微衷を掬い安らかに鎮まり給い、日本国の繁栄と世界の平和を守り給え。

平成二年五月二十日
歩兵第七十七連隊戦友会
会長 高田静夫

当会は、ホームページに歩兵第77連隊戦友会が作成した、「朝鮮半島出身戦没者の霊簿」を掲載し、遺族捜しを行っています。このほど、韓国の「太平洋戦争被害者補償推進協議会」の協力で、戦没者名簿の本



当会は、ホームページに歩兵第77連隊戦友会が作成した、「朝鮮半島出身戦没者の霊簿」を掲載し、遺族捜しを行っています。このほど、韓国の「太平洋戦争被害者補償推進協議会」の協力で、戦没者名簿の本

歩兵第77連隊第6中隊の旧日本軍帰還者は15名で、山口県菊川町の「願王寺」に第77連隊戦没者慰霊碑を建立し、慰霊祭が行われていました。高齢化により一昨年で取りやめになったそうです。訪韓の前に第6中隊の帰還者の方と面談し、朴さんに関する情報が得ら

ればと思っています。五月十九日マニラ着六月六日ミンダナオ島北端スリガオに上陸。先づ東部海岸防備の為アンガ、ヒナツツアン、ビスリク地区に展開配備について準備中、八月二十五日南部カバカン、デイゴス地区の防備を命ぜられ、東部海岸から先づカガヤンに向けて出発。敵の制空権下密林の中を三百キロメートル以上の難行軍を強行、その間タリサヤン地区でゲリラ討伐を敢行しつつ九月下旬カバカン、デイゴス、オモナイに到着、米軍の侵攻を阻止すべく陣地構築に入りましたが予想に反し、その主力は突如としてレイテ島に上陸したため、日本軍は余儀なくレイテ決戦を強いられ歩兵第七十七連隊の主力も十月下旬

からレイテ戦場へ転進の為カガヤンへ移動を開始し、先づ第三大隊が十一月十日オルモックに上陸。連隊主力(第一大隊欠)は十二月九日バロンボン上陸、夫々強力な米軍と遭遇激戦戦闘したが、物量とその数に敵せず逐次後退を余儀なくせしめられ、七月上旬カンギボットに於て主隊の生還者には僅か二三名のみである。

歩兵第77連隊の戦況記録(霊簿)
歩兵第77連隊の霊簿は戦争体験者が引き継ぎ現在は当会が保管しています。フィリピン・ミンダナオ島、レイテ島上陸に至るまでの貴重な戦況記録が記されています。朴豊鉉さん調査の参考になればと思ひ、掲載します。

亡き友に捧ぐ
願みれば無謀とも言うべき大東亜戦争(太平洋戦争)も開戦二年にして敗色の兆を呈する昭和19年早春我が歩兵第七十七連隊に動員下命。五月七日動員完結。部隊は米軍の反撃が予想される比島ミンダナオ島に向け平壤

斯くて我が歩兵第七十七連隊は出陣時三千余名であったが、帰還し得た将兵は僅か百十数名でした。辛うじて生還した私達は、不幸にして倒れた戦友達を一日たりとも忘れず、努力して参りました。又昭和五十七年には慰霊碑の建立を行い、平成二年の慰霊祭に、この慰霊簿を亡き戦友の霊前に供える事が出来ました。

沖縄戦戦没者

遺体収容の旅 10年目を迎える

1月17日(金)から19日(日)



参加者募集

毎年1月に実施している「沖縄戦戦没者遺体収容の旅」は来年で10年目を迎えます。これまで、全国から多くの方々に参加していただき、大きな事故もなく、行うことができました。かつて、当会の活動を「墓荒らし」(当時の沖縄県援護課長)と呼ぶなど、まったく理解を示さなかつた沖縄県も昨年度には情報センターを設置し、さまざまな戦没者の情報を提供してくれています。いまでは、「来年もまた来られますか」と声をかけられるまでになっています。

さん、ボランティア「ガマフヤ」代表の具志堅隆松さんに協力をお願いしています。11月までには、場所を決める予定です。

来年早々、全国の皆さんとお会いできるのを楽しみにしています。

日程
2014年
1月17日(金)～19日(日)
参加費
福岡空港出発(航空機・ホテル含)
会員 4万5千円
非会員 5万5千円
現地合流(航空機・ホテルは含まない)
会員 1万円
非会員 1万5千円
締切り
12月5日(木)

※参加希望の方は、事務局古賀までご連絡ください。
094218915135



台風避難所など多目的に利用

日比合同慰霊碑内にチャペルと共同ホール完成・寄贈

太平洋戦争で、かつて殺しあつた敵同士が、戦没者の追悼と平和・友好親善を深めようと、慰霊碑を建設して、始めた日比合同追悼式典も今年で18回となりました。両国の戦争体験者は亡くなりましたが、友好親善の輪は確実に広がっています。今年、台風時の避難場所や住民の集会所として多目的に活用できる共同ホールを建設、寄贈致しました。また

追悼式典の継続を考慮し、チャペルを建設、寄贈しました。そして、来年以降の追悼式典は地元ピリヤバ教会が主催するかとちで行うことになりました。今後とも、両国戦没者の冥福を祈り、地元ピリヤバ市民の皆さんと協力して戦没者追悼式典が続くことを願います。



今後はチャペルで追悼式



WELCOME

MR. MASATAKA SHIOKAWA & PARTY & DISTINGUISHED INVITED GUESTS TO THE 18th ANNIVERSARY CELEBRATION OF THE FILIPINO - JAPANESE WORLD WAR II VETERANS MEMORIAL SHRINE VFP-VILLABA - LEYTE - POST NO.06 BALITE, VILLABA, LEYTE, PHILIPPINES
Theme: STRENGTHEN FRIENDLY RELATION FOR WORLD PEACE AND PROGRESS.

フィリピン・レイテ島 第18回日比合同追悼式



学用品寄贈

今年も、レイテ戦における旧日本軍終焉の地、カンギポット山の麓ピリヤバ、パリティ小学校とカトバカン小学校にノート500冊を贈りました。

ヤバ、パリティ小学校とカトバカン小学校にノート500冊を贈りました。



遺留品調査

「小倉徳治郎君」と書かれた日章旗(写真)が、福岡県筑前町の大刀洗平和記念館に保存してあります。

これは1945年3月にビルマ戦線マングレーで日本兵に託され、さらに福岡県糸島市で喫茶店

を経営するポール・バロットさんのももに持ち込まれたものです。ビルマ戦線には九州出身の兵士が多いので心当たりの方は、当会又は大刀洗平和記念館までご連絡下さい。

後記

戦後68年が経過しましたが、過しましたが、次々に戦後処理の問題点が出ています。本号でもいくつかの問題を提起しました。今年も多く国会議員が靖国神社を参拝し、「日本の繁栄は戦没者の尊い犠牲があったからだ。戦没者に尊崇の念を持って参拝した」と答える姿が報じられました。でも、国会議員は戦没者が置かれている現状を代わり…

認定NPO法人取得と募金のお礼

昨年度、認定NPO法人取得のための募金をお願いしましたところ、多くの方々から募金が寄せられました。ありがとうございます。認定申請した際に、「同じ企業、団体から選ばれる役員は、総数の3分の1以下でないといけない」と佐賀県の指摘があり、昨年度、役員構成を改めています。これで、認可が下りるか、さらに再認可申請が必要なのか県の回答待ちの状況です。当会としては、厳しい財政状況も踏まえ、再認可申請(認可には募金3000円以上200人が必要)に備え、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

